

別紙6
変更要件一覧

平成30年8月

厚生労働省年金局事業企画課システム室

別紙6. 変更要件一覧

項番	枝番	変更要件			要件種別	影響範囲			変更対象想定	
		件名	要件記述	内容		業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	1	現行システムの制度改正等によるデータベース改修に伴うアプリケーションソフトウェアの変更について	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムにおける制度改正等の対応により、収納対策支援システムから連携される原簿データのインターフェース仕様が変更された場合、必要に応じた対応作業を実施すること。	<p>①現行AP保守受託者において、制度改正等に係る以下の作業が実施される。実施業者は、現行AP保守受託者の実施した作業結果を受領し、必要に応じた処置を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響調査および変更作業実施計画書の作成 ・ETLツール等での、ステージングエリア、ODSIに関する定義の追加・変更 ・制度改正等の影響があった場合、影響を踏まえてのETLツール等での定義の追加・変更 ・変更対応に係る運用への対応作業及び、その他の影響を受ける事項に対する対応作業 (データ移行作業、ジョブの追加/変更、バッチ処理のパフォーマンス調査/改善等) <p>②なお、制度改正等の対応として(実施予定:4回/年)(対象ファイル:20ファイル/1回)を想定している。</p> <p>③実施業者におけるAP保守作業期間中においては、実施業者の作業の範囲内において、当該事象に係るすべての作業を実施すること。</p> <p>④作業の実施に当たり、以下の影響について考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更対応が、更改後の稼働(H32.1を想定)以降にリリースされるものについては現行保守側の対応は行わず、更改側のみの対応となる。よって、実施業者は、役務の期間内において変更対応に必要な作業の全てを、実施業者の責任において実施すること。また、更改後のAP保守業務へ、作業の引き継ぎを行うこと。 	システム機能要件		○	○		
1	2	データ連携に係るインターフェース仕様変更の影響による設定変更	共通基盤からのデータ連携及び共通基盤へのデータ連携の仕様に変更があった場合、必要に応じた対応作業を実施すること。	<p>①現行AP保守受託者において、刷新システム内外データ連携に変更が生じた場合、以下の作業が実施される。実施業者は、現行AP保守受託者の実施した作業結果を受領し、必要に応じた処置を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響調査および変更作業実施計画書の作成 ・アプリケーション等の処理設定の追加・変更等の対応結果 <p>②なお、当該事象は、制度改正対応の一部として、必要に応じて実施が想定されている。</p> <p>③実施業者におけるAP保守作業期間中においては、実施業者の作業の範囲内において、当該事象に係るすべての作業を実施すること。</p> <p>④作業の実施に当たり、以下の影響について考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更対応が、更改後の稼働(H32.1を想定)以降にリリースされるものについては現行保守側の対応は行わず、更改側のみの対応となる。よって、実施業者は、役務の期間内において変更対応に必要な作業の全てを、実施業者の責任において実施すること。また、更改後のAP保守業務へ、作業の引き継ぎを行うこと。 	システム機能要件		○	○		